

川西市介護予防・健康ポイント事業「笑顔ミライちょきん」利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、川西市介護予防・健康ポイント事業（以下「本事業」という。）において提供する川西市介護予防・健康ポイント事業「笑顔ミライちょきん」アプリ（以下「本アプリ」という。）について、本アプリ利用者（以下「利用者」という。）が使用する際の条件を記したもので、利用者は本規約に同意した上で本アプリのサービスをご利用ください。

（定義）

第1条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるります。

- (1)利用者 年齢が満40歳以上で、住所が川西市にある市民をいいます。（参加申し込みをし、事務局が承諾したもの。）
- (2)事務局 川西市福祉部介護保険課及び健康医療部保健センターをいいます。
- (3)本サービス 本事業で使用するアプリを通じて提供するものをいいます。
- (4)コールセンター 本事業の全てのサービスを構成するシステムを提供する川西市と本事業の運用等を委託された事業者が運営するコールセンターをいいます。
- (5)介護予防ポイント 事務局が定める介護予防に資する活動を行った時に付与されるポイントをいいます。
- (6)健康ポイント 事務局が定める健康増進活動を行った時に付与されるポイントをいいます。

（本規約への同意）

第2条 利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

2 利用者が、本アプリをスマートフォンにダウンロードし、本規約への同意手続を行った時点で、利用者と事務局との間で、本規約の諸規定に従った利用契約が成立するものとします。

（規約の変更）

第3条 事務局は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも、本規約の内容を改定することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

2 事務局は、本規約を改定するときは、その内容について市ホームページへの掲載及び本アプリによるプッシュ通知等により利用者に通知します。

3 本規約の改定の効力は、事務局が前項により通知を行った時点から生じるものとします。

4 利用者は、本規約改定後、本サービスを利用した時点で、変更後の本規約に異議なく同意したものとみなされます。

（本事業の参加）

第4条 本事業への参加を申し込む方（以下「参加申込者」という。）は、本規約に同意した上で、本アプリをスマートフォンへダウンロードのうえ、参加申込を行うものとします。

2 参加申込者は、事務局が参加申し込みを承諾した時点で利用者となります。

3 事務局は、参加申込者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、事務局の判断により参加を承諾しないことがあります。

- (1)参加申込者が、事務局の定める方法によらず参加の申込を行った場合
- (2)参加申込者が、過去に本規約又は事務局の定めるその他の規約等に違反したこと

を理由として退会処分を受けた者である場合

- (3) 参加申込者が不正な手段をもって登録を行っていると事務局が判断した場合
- (4) 参加申込者が、本人以外の情報を登録している場合
- (5) その他事務局が不適切と判断した場合

4 参加申込者は、事務局が、利用者向けに連絡事項等の情報提供をアプリのプッシュ通知により行うことをあらかじめ了承するものとします。

5 参加申込者は、事務局及びコールセンターが、前項による通知の他に個別のご連絡やサービスに関する重要なお知らせ等を必要とする場合は、登録を行ったメールアドレスに通知させていただくことをあらかじめ了承するものとします。

(登録情報の管理)

第5条 利用者は、利用に際して登録した情報（以下「登録情報」という。メールアドレスやパスワード等を含む）について、自己の責任において正確に登録するものとし、利用者は、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。

2 事務局は、登録情報によって本サービスの利用があった場合、利用登録を行った本人が利用したものとし、当該利用によって生じた結果及びそれに伴う一切の責任については、利用登録を行った本人に帰属するものとします。

3 利用者は、登録情報の不正使用によって事務局又は第三者に損害が生じた場合、事務局及び第三者に対して、当該損害を賠償するものとします。

4 登録情報の管理は、利用者が自己の責任の下で行うものとし、登録情報が不正確又は虚偽であったために利用者が被った一切の不利益及び損害に関して、事務局は責任を負わないものとします。

5 登録情報が盗用され又は第三者に利用されていることが判明した場合、利用者は直ちにその旨を事務局に通知するとともに、事務局からの指示に従うものとします。

(個人情報等の取り扱い)

第6条 事務局及びコールセンターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、個人情報保護法という。）をはじめとする関係法令等を遵守し、利用者の個人情報（個人情報保護法第2条に規定するものをいう）を適切に管理し、取り扱うものとします。

2 事務局及びコールセンターは、個人情報の保護については、常に最善の注意を払うものとします。

3 事務局及びコールセンターは、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとします。

(本アプリに係る知的財産権等)

第7条 本アプリの提供環境を構成する全てのソフトウェア、提供される情報又はキャラクター等の全てのコンテンツ等（以下総称して「本コンテンツ」という。）に関する著作権、知的財産権その他一切の有体・無体の財産権（以下「知的財産権等」という。）は、全て事務局又は正当な権利者に帰属しており、利用者に譲渡し又は本規約等に定める以上に使用許諾するものではありません。

2 利用者は、個人として利用される以外に、権利者の許可なく本コンテンツの全部、もしくは一部を複製、複写、転載、改変し、又は販売、再配布などすることは著作権法等により禁止されており、当該行為を行うことはできません。

3 利用者が本アプリを利用して提供した情報等に係る著作権については、当該利用者及び当該利用者に利用の許諾を与えた権利者に留保されるものとします。

(利用環境の整備)

第8条 本アプリは、事務局が以下に指定する端末機器により利用できます。

iPhoneの場合：iOS 15.0以上

Androidの場合：Android OS 9.0以上

2 前項に定める端末機器、その他これらの機器を利用するためのソフトウェア及び通信手段（以下「機器等」という。）は、利用者の責任と費用において準備するものとし、事務局は、機器等の不具合等による本アプリの利用障害については、一切のサポートを行いません。

3 本アプリの対応端末であっても、ご利用の端末機器やご利用の通信環境によっては本アプリの全部又は一部をご利用いただけない場合があります。

（禁止行為）

第9条 利用者は、本アプリの利用（登録情報等の提供を含みます）にあたり、次の各号のいずれかに該当する事項（以下「禁止事項」という。）を行ってはならないものとします。利用者が禁止事項を行ったことに起因して事務局が損害を被ったときは、事務局は利用者にその賠償を求めることができるものとします。

（1）事務局又は第三者（他の利用者を含みます。以下同じ）の知的財産権等を侵害する行為

（2）第三者の財産、プライバシー又は肖像権等を侵害する行為

（3）第三者を差別又は誹謗中傷する行為

（4）事務局又は第三者の信用もしくは名誉を毀損する行為

（5）ウイルス・プログラム、その他の有害プログラム等を送信する行為

（6）事務局又は第三者の機器、設備等もしくは本アプリ用設備の利用又は運営に支障を及ぼす行為、その他本アプリの正常な運営を妨げ、又は支障を及ぼす行為

（7）本規約、又は法令もしくは公序良俗に違反する行為

（8）事務局又は第三者に不利益もしくは損害を与える行為

（9）犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為もしくはこれを助長する行為

（10）事務局が提供するインターフェース以外でサービスにアクセスを試みる行為

（11）一人の利用者が、複数のアカウントを取得する行為

（12）その他、上記各号の行為に準ずる行為又は該当するおそれのある行為

2 前項の禁止行為によって生じた紛争については、すべて利用者の責任と費用により解決するものとし、事務局は一切責任を負わないものとします。

（位置情報）

第10条 本アプリは、全地球測位システム（以下、GPSという。）を利用するものとし、利用者はスマートフォンに搭載されているGPSの機能の利用を許可するものとします。ただし、利用者の使用環境やGPS衛星の状態により位置が正しく表示されない場合があります。

2 利用者が使用する端末及び設定によっては、本アプリのうち、利用者の位置情報を必要とする機能を利用できない場合があります。

3 位置情報の精度に起因する情報内容の誤差に関して、事務局は一切責任を負わないものとします。

（介護予防ポイント）

第11条 利用者は、別表1に定める活動を行った時、介護予防ポイントが付与されるものとします。ただし、原則として遡って付与されないものとします。

2 介護予防ポイントを付与する方法は、事務局が別表1に定める方法によります。

3 利用者は介護予防ポイントの取得について、事務局が定める方法に従うものとし、不正に取得することはできません。ポイントを不正に取得したことが判明した時は、

事務局は蓄積されているポイントをすべて削除することができるものとします。

- 4 利用者がポイント取得の申し出を失念、又は活動を行った団体の事情等によりポイントが付与されなかった場合でも、遡ることはできません。
- 5 前各項の規定によらず、介護予防ポイントの付与数が、事務局が定める上限に達した時は付与を終了するものとします。

(健康ポイント)

第12条 利用者は、別表2に定める活動を行った時、健康ポイントが付与されるものとします。ただし、歩数は利用者が利用するスマートフォンに搭載されている機能を使うものとし、スマートフォンの歩数をアプリと連携させるため、原則として1日に1回はアプリを起動させなければならないことを利用者は承諾するものとします。

- 2 付与された健康ポイントが別に定めるポイント数に達した時は、電子マネーに交換する権利を獲得するための抽選に参加できるものとし、直接電子マネーに交換することはできません。
- 3 健康ポイントの蓄積期間は当月初日から末日までの1か月間とし、抽選への参加の可否を判断した後、リセットとするものとします。

(交換及び抽選)

第13条 第11条に規定する介護予防ポイント及び第12条に規定する健康ポイント（以下、活動ポイントという。）は、別に定める電子マネー（介護予防ポイントは電子マネー又は金券）に交換することができます。

- 2 前項の規定による電子マネー又は金券への交換は、事務局が指定する方法によるものとします。ただし、金券は利用者へ直接送付するものとし、川西市内への送付に限りります。
- 3 前各項の規定によらず、交換数が事務局が定める上限に達した時は交換を終了するものとします。
- 4 別に定める電子マネー又は金券へ交換していない活動ポイントは、交換の終了又は交換期間の終了により、交換する権利を喪失するものとします。

(免責)

第14条 事務局は、本サービスの内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

- 2 事務局は、利用者の本サービスの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
- 3 事務局は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者による本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないについて、何ら保証するものではありません。
- 4 事務局は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、利用者はあらかじめ了承するものとします。事務局は、かかる不具合が生じた場合に事務局が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 5 利用者は、App Store、Google Play 等のサービスストアの利用規約及び運用方針の変更等に伴い、本サービスの一部又は全部の利用が制限される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 6 事務局は、本サービスを利用したことにより直接的又は間接的に利用者に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。

- 7 事務局は、利用者その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）に対して、事務局が係る損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の責任を負いません。
- 8 第1項から前項の規定は、事務局に故意又は重過失が存する場合には適用しません。
- 9 前項が適用される場合であっても、事務局は、過失（重過失を除きます。）による行為によって利用者に生じた損害のうち、特別な事情から生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとします。
- 10 利用者と他の利用者との間の紛争及びトラブルについて、事務局は一切責任を負わないものとします。利用者と他の利用者でトラブルになった場合でも、両者同士の責任で解決するものとし、事務局には一切の請求をしないものとします。
- 11 利用者は、本サービスの利用に関連し、他の利用者に損害を与えた場合又は第三者との間に紛争を生じた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、事務局には一切の迷惑や損害を与えないものとします。
- 12 利用者の行為により、第三者から事務局が損害賠償等の請求をされた場合には、利用者の費用（弁護士費用）と責任で、これを解決するものとします。事務局が、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、利用者は、事務局に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む）を支払うものとします。
- 13 利用者が本サービスの利用に関連して事務局に損害を与えた場合、利用者の費用と責任において事務局に対して損害を賠償（訴訟費用及び弁護士費用を含む）するものとします。

（権利譲渡の禁止）

第15条 利用者は、予め事務局の書面による承諾がない限り、本規約上の地位及び本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

（分離可能性）

第16条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

（準拠法、管轄裁判所）

第17条 本規約は、日本国法に従って解釈又は適用されるものとします。利用者と事務局の間で、本規約に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとします。なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、川西市役所本庁舎所在地を所管する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

（その他）

第18条 利用者は、本規約に定めのない事項について、別途事務局の定めるところに従うものとします。

付則

本規約は令和7年1月1日から実施します。

付則

本規約は令和7年3月1日から実施します。

付則

本規約は令和8年1月1日から実施します。

別表1（第11条関係）

活動内容	付与方法及び付与ポイント数
<p>1. 認知症カフェ</p> <p>2. 地域のカフェ・サロン</p> <p>3. きんたくん健幸体操＜転倒予防・いきいき百歳体操編＞</p> <p>4. 介護予防に取り組む活動</p> <p>5. 市長が認めた地域活動</p> <p>6. 住民主体で実施する支えあい活動</p> <p>7. 介護サービス事業所における介護に関する専門的な知識や技術を要しない活動</p> <p>8. 認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修、認知症ステップアップ講座</p> <p>9. いきいき元気俱楽部（利用者のうち、65歳以上の方に限ります）</p> <p>10. 市長が認めた介護予防・認知症予防に係る講演会、研修など（利用者のうち、65歳以上の方に限ります）</p> <p>11. コミュニティ協議会、自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、老人クラブの組織運営のための会議</p> <p>12. 川西市生活支援体制整備事業実施要綱第2条第2項に規定する第2層協議体</p>	<p>左表の活動を行い、二次元コードを読み込んだ時に50ポイントを付与します。</p> <p>ただし、以下条件を満たしている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規約第1条第1項第1号に規定する利用者であること ・イベントの実施期間内であること ・同日に同一の対象イベントのポイントを取得していないこと ・二次元コードの読み込み位置がイベント開催場所から離れていないこと（利用者のスマートフォンに搭載されているGPS機能で判断）

別表2 (第12条関係)

活動内容	付与方法及び付与ポイント数
<p>歩いた歩数が、次の歩数以上となった場合 40歳から64歳まで・・・1日8,000歩 65歳以上・・・1日6,000歩 ただし、歩数はスマートフォンに搭載されている歩数計機能を使用するものとする。</p>	<p>左表の活動を行った場合、 午前0時・午前4時・午前8時・午後0時・午後4時・午後8時のタイミングで1ポイントを付与します。</p> <p>ただし、本規約第1条第1項第1号に規定する利用者である必要があります。</p>

抽選に参加するためには、翌月1日午後2時時点で上表によるポイントを16ポイント以上保有している必要があります。